

相模原市の障害者支援施設における事件の 検証及び再発防止策検討に関する意見

2016年10月31日

公益社団法人日本精神保健福祉士協会
会長 柏木 一 恵

「相模原市の障害者支援施設における事件の検証及び再発防止策検討チーム」（以下、「検証・検討チーム」）におけるヒアリングに際して、精神障害者の社会的復権と福祉の向上に取り組む専門職能団体である本協会として意見を述べます。

1. 幅広い見地から事件を検証し再発防止策を検討すべきです。

事件発生後の早い段階で厚生労働省内に本検証・検討チームが設置されたこと、措置入院制度の見直しが既定のことかのように議論が進められていることに、違和感と危機感を強く覚えます。

類似事件の再発防止のために最も重要なのは、「生きるに値する命」と「そうでない命」を選別する差別思想といかに闘うかであり、政府としてその方策を議論する必要があります。そのためにも今回の事件の刑事司法における対応の検証と課題抽出が欠かせないと考えます。

2. 本協会は精神科医療や措置入院制度の在り方及び退院後の継続的な支援の在り方を、事件の再発防止策として論ずることに反対いたします。

被疑者の措置入院歴あるいは精神障害と事件との因果関係が明らかになっていない中で、措置入院制度の見直しを検討することは、あたかも犯罪の再発防止機能を精神医療が担うことを肯定しているかのように写ります。

精神医療の守備範囲はあくまでも精神疾患のある人への適切な医療の提供であり、その一端である措置入院制度にも、極端な差別思想に基づく行動と人を取り締まる治安機能はありません。

加えて精神保健福祉士は本人中心の支援を行う立場にあり、社会防衛のために機能することはあり得ません。

3. 改めてノーマライゼーションやインクルーシブな社会の実現に向けた取り組みを推進すべきです。

日本における障害者入所施設の入居者やそのご家族は、本当に幸せなのでしょうか。

たとえ障害をもって生まれたとしても、地域社会から排除されることなく幸せな人生を送れるような社会作りが必要です。そのためにも財源を伴った社会保障の充実が欠かせないことであり、国として生存権保障を貫く姿勢を今こそ見せるべきです。

また、改めて福祉専門職や研究・教育者が、差別思想に対峙できる共生思想を再構築し広く啓発することも重要な使命であると考えます。

4. 福祉人材の確保と育成方法について見直すべきです。

今回の事件と障害者施設が置かれている状況や、そこに従事する福祉労働者の実情を切り離して考えることはできません。

福祉人材を養成する教育現場における人権教育の充実、一定の資質を備えた人材を雇用できるだけの待遇の確保、職場での教育・研修体制の充実が一体的に図られる必要があります。

5. 本事件の被疑者をクライアントと捉え、ソーシャルワークを展開するとした場合、その時間と費用の保障が必要であると考えます。

もし本事件の被疑者に、精神保健福祉士が支援介入するとしたら、長時間をかけて援助関係を形成したうえで、本人の心の闇に入りこみ詳細なアセスメントを行い、本人の不満や不充足感の根源を探り、生き方探しに伴走するようなかかわりが必要となります。

そのような支援は、例えば短期間に限定される措置入院においては不可能であり、また制度的経済的裏付けなしにはできません。

措置入院の在り方については、特に措置解除の判断やその後の通院等の強制医療提供の部分に特化して議論を矮小化してはなりません。警察官通報や措置診察件数の都道府県格差をはじめとした措置入院に至る過程の検証も含め、現在設置されている「これからの精神保健医療福祉のあり方に関する検討会」で議論すべき事項であり、本協会としてはそちらへ意見提出したいと考えていることを申し添えます。

以上